

選任第 1 号

常任委員の選任について

各常任委員を選任するものとする。

令和 7 年 8 月 1 日提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎向日市議会委員会条例（抜粋）

（常任委員の任期）

第 3 条 常任委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第 3 条の 3 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（委員の選任）

第 5 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、この任期満了の日前 30 日以内に行うことができる。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 2 項の例による。

（委員長及び副委員長）

第 6 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。ただし、特別委員会においては、必要がある場合に副委員長 2 人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員会においてそれぞれの委員の中から互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。